

## 1 総合計画策定の考え方

### 1) 背景

野田市では、平成 15 年の合併以降、徹底した市民参加により策定した新市の総合計画に基づき行財政運営を行ってきましたが、計画期間が平成 27 年度に満了となるため、平成 28 年度を初年度とする次期総合計画を策定すべき時期を迎えました。

議会の議決を経て市の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めることについては、平成 23 年 5 月に地方自治法の一部が改正されたことにより、法的な義務付けが廃止されました。しかし、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきものと考えます。

また、地球温暖化等の環境問題、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化といった問題は年々深刻さを増しており、社会経済情勢も日々変化している状況の中で、これらの問題に対して適切に対応していく必要があります。

加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、野田市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、暮らしの安全や安心、家族や地域の絆、エネルギー問題等、様々なことを改めて考え直すきっかけにもなりました。

これらの社会情勢の変化や野田市の現状を踏まえ、新しいまちづくりの道標が必要との認識から、総合計画を新たに策定することとし、さらに、基本構想について、市民の代表である議会の議決を受けることとしました。

### 2) 策定のねらい

総合計画は、これまでの野田市のまちづくりの成果を引き継ぎ、新たなまちの将来像を定め、その目標に向けた進路を総合的に示すもので、行財政の計画的な運営や個別施策、事業を推進する上での指針となります。

総合計画の策定により、まちの将来像を市民、事業者、行政が共有できる意義は大きいと考えます。

### 3) 策定の理念

まちづくりは一朝一夕にできるものではなく、継続して取り組む必要があります。そのため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、これまで積み重ねてきた成果を継承するとともに、中長期的な視点に立ち、これからのまちづくりを進めていく必要があります。また、これからのまちづくりは、市民、事業者、行政を始め、NPO等の団体、大学といった多様な主体が連携・協力して進める時代となっています。

そのため、総合計画の策定に当たっては、徹底した市民参加により策定した計画を「実現すること」と「継続すること」を大切にし、多様な主体が適切な役割分担の下に、共に支え合ってまちづくりを推進することができる道標となることを目指します。